第5章 地域別構想

1. 地域区分

1-1. 地域区分の考え方

地域別構想は、全体構想で示した方針を受け、地域ごとの特性に応じた将来像を明らかにしていくもので、各地域の住民参加によるまちづくりの目標・指針と言えます。

地域区分の設定は、西条市を構成する様々な要素の中で地域特性や生活圏など、いくつかのまとまりをもって地域を捉え区分します。

具体的には以下の観点において地域のまとまりを検討し、望ましい地域区分を設定しま した。

■地域区分の考え方

区分けの観点	区分け事項	考慮する内容
①都市計画の規制	都市計画区域と都市計画区域外	都市計画区域及び都市計画区
(土地利用の規制)		域外の規制状況を踏まえる
②生活面でのつながり	小学校区、中学校区、旧市町等	地域コミュニティの観点を踏
		まえる
③歴史的なつながり	大字	大字など歴史的なつながりに
		留意する

地域区分の考え方を踏まえ、各地域の将来像を描き施策を位置づける上で適切なまとまりのある空間の範囲として、下表のとおり地域区分を 5 地域とします。また、西条地域と東予地域においては、より地域の特性を踏まえるべく地区別の整備方針を設定します。

なお、都市計画区域外については、都市計画の事業・手法が適応できませんが、地域の 進むべき方向性として設定します。

■地域·地区区分

地域区分	地区区分
	・中央部地区
1. 西条地域	・東部地区
	・西部地区
	・東予東地区
2. 東予地域	・東予西地区
	・河北地区
3. 小松地域	_
4. 丹原地域	
5. 都市計画区域外	_

2. 两条地域

2-1. 西条地域の概況

(1) 地域の位置等

- ・西条地域は、市域の東半分を占め、北は瀬戸内海に面し、臨海部は工業地が形成されています。地域の南では市街地の背景となる石鎚山系が連なり、その麓の千町では棚田が広がっており、美しい農業景観を形成しています。
- ・地域内には加茂川や中山川が流れ、加茂川と中山川に挟まれた地域では優良な農地が 広がっています。

(2) 人口

- ・西条地域には、10小学校、4中学校があります。
- ・地区別(概ね小学校区別)の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と 昭和 55 年の人口を比較すると、中央部地域や東部地域で人口が増加し、西部地域はや や減少、南部地域は大幅に人口が減少しています。
- ・南部の中山間地では、高齢化とともに若者の流出が続き、高齢者単独世帯の割合が高 くなっています。

■地区別人口の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17/ 昭和 55 比率 (%)
西条地区	7, 356	7, 175	7, 315	7, 199	7, 364	7,815	106. 2
神拝地区	10, 340	11, 442	11, 778	12, 225	13, 451	14, 425	139.5
大町地区	10, 855	10, 986	10, 862	10, 812	10, 724	10, 744	99. 0
中央部地域 計	28, 551	29, 603	29, 955	30, 236	31, 539	32, 984	115.5
玉津地区	5, 541	6, 473	6,715	7, 439	7, 549	7,928	143.1
飯岡地区	5, 842	6, 556	6,611	6, 521	6, 436	6267	107.3
東部地域 計	11, 383	13, 029	13, 326	13, 960	13, 985	14, 195	124.7
神戸地区	4, 255	4, 322	4,210	4,034	3, 963	3, 986	93. 7
禎瑞地区	1,683	1,676	1,682	1, 593	1,517	1,525	90. 6
橘地区	2, 242	2, 250	2, 249	2, 180	2,058	2, 145	95. 7
氷見地区	4, 780	4,721	4,636	4, 518	4, 593	4, 480	93. 7
西部地域 計	12, 960	12, 969	12, 777	12, 325	12, 131	12, 136	93.6
市之川地区	88	72	62	53	43	39	44. 3
加茂地区	537	440	374	282	209	191	35. 6
大保木地区	563	393	327	254	203	165	29. 3
南部地域 計	1, 188	905	763	589	455	395	33. 2
西条地域 合計	54, 082	56, 506	56, 821	57, 110	58, 110	59, 710	110.4

資料:市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、加茂川の東の市街地と山裾の氷見の市街地に指定されています。
- ・用途地域指定地の内、主要地方道壬生川新居浜野田線より北側の臨海部で工業系用途が、JR伊予西条駅より市役所に至る中心部で商業系用途が指定され、それ以外の地域では住居系用途地域が指定されています。
- ・産業道路や国道等の幹線道路沿道等で1,000 m以上の商業系や住居系用途の開発が行なわれています。
- ・昔から形成されてきた既存市街地における商店街は、郊外での大規模商業施設の立地 等の影響で、集客力の低下を招いており、空き店舗率が増加しています。
- ・臨海部については、豊富な水資源や交通利便性などの好条件を備えた生産型工業地と して発展しています。
- ・用途地域外では、南側と東側が山地・丘陵地になっており、その他の平地部は田園集落地が形成されています。平成16年に線引き廃止を行なったことから、既存集落に張り付く形で住居系の新築建物件数が増加しています。また、一部の地域では工場の立地や幹線道路沿道での商業施設の立地がみられます。
- ・田園集落地のうち、加茂川と中山川に挟まれた地域を中心に優良な農地が広がってお り、西条市の食料自給率の向上に貢献しています。
- ・東部地域には昭和40年代から50年代にかけて大規模な住宅団地が開発されています。

(4) 地域資源

- ・古くから西条市の中心として発展してきた中心市街地では、地域固有の特徴的資源も多く、弘法水、堀端(西条藩陣屋跡)、アクアトピア水系、近年に完成した鉄道歴史パーク in SAIJO など多様な施設があります。
- ・歴史的な地域固有の特徴的施設としては、西条まつりの飯積神社、伊曽乃神社、石岡神社等のほか、四国八十八ヶ所札所の吉祥寺、前神寺、乙女川の川狩、氷見地区の古いまちなみ、市之川鉱山跡などがあります。
- ・すぐれた地域固有の自然環境資源としては、日本一の大きさと言われる国指定天然記念物である王至森寺の「キンモクセイ」、秋都庵の萩、飯岡半田の「ひめぼたる」、 県下有数の野鳥の楽園である加茂川河口部の干潟、難波の水郷風景、西日本最高峰の 石鎚山などがあります。
- ・その他先人の苦労によりつくりあげられた千町の棚田や市之川鉱山跡等、地域の現在 までの足跡を示すものなどもあります。

2-2. 西条地域のまちづくりの課題

【中心市街地】

- ・ JR伊予西条駅より市役所に至る商業地は、販売額の減少や空き店舗の増加、来街者 の減少など近年空洞化が著しく、商業地域の活性化が求められます。
- ・中心市街地周辺の住宅地では、ミニ開発が連担して形成された経緯から、骨格となる 都市基盤が不十分で、幅員の狭い道路も多く、交通に不便な地域構造となっています。

【その他の市街地】

- ・氷見地区の市街地は、江戸時代より木材等山の物産の集散地として栄えたところで、 現在も当時のまちなみやコミュニティ等が残されており、今後もそのような地区文化 を守り、風土や景観に配慮したまちづくりが求められます。一方、建築物の密度も高 く、道路が狭あいで防災上の対応が求められます。
- ・臨海工業地は四国随一の生産を誇りますが、近年の厳しい地域間競争を勝ち抜いていくためには、一層の生産・操業環境の充実が求められます。また、港新地地区は工場の立地が少なく、農地の中に住宅が立地してきており、適切な土地利用の誘導が求められます。
- ・漁村集落など古くから形成された集落では、道路が狭あいで防災上の対応が求められ ます。

【集落地】

- ・優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営 基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消 を推進していく必要があります。
- ・国道 11 号と国道 11 号バイパスの分岐点付近で1万㎡を超える大規模な商業施設が建設されるなど土地利用に変化がみられることから、周辺地域と調和した土地利用の誘導が求められます。
- ・郊外の大規模住宅団地では高齢化が進んでおり、地域の活性化が求められます。
- ・海・川沿いの集落は、漁業、農業との調和を図りながら、自然保全系の拠点としての 優れた自然環境を活かした地域活性化が求められます。
- ・優良農地と緑豊かな山林に囲まれた国道 11 号沿いに連担する山裾の集落には、温泉や 観光地も多く、それらを活用した集落づくりが求められます。

【中山間地】

- ・農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、棚田等 において耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のか ん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。
- ・高知県との連携軸となっている国道 194 号沿いの地区では、軸上の高知県いの町等と の連携による地区づくりや市之川鉱山の歴史を活用した地区づくりが求められます。

2-3. 两条地域のまちづくり方針

(1) 地域づくりのテーマ

本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 地域づくりの基本方針

地域づくりのテーマの実現に向けた地域づくりの方針を、以下のとおり設定しました。

① 土地利用

【魅力ある中心市街地の形成】

- ・うちぬきや陣屋跡等の自然資源や歴史遺産、集積する公共公益施設等の地域資源を活かしながら、人・もの・情報が集う空間づくりを進めます。
- ・商店街の核となる拠点的エリアの形成や、道路、駐車場等モータリゼーションに対応 する施設整備などにより、商店街の魅力向上を図ります。
- ・安全で快適な居住環境を創出するため、防災機能の強化にも配慮しつつ、生活道路や 公園等、居住空間としての基盤整備を進めます。
- ・高齢者等も安心してまち歩きが楽しめるよう、バリアフリー化を推進するとともに、 初めて訪れる人々にも分かりやすい情報案内施設の設置等を進めます。

【市街地環境の改善】

- ・地域内の各地区から中心市街地へのアクセス、及び他の地域より中心市街地へ車や徒歩・自転車等で気軽に来訪できる軸づくりを進めます。
- ・交通渋滞の解消や防災機能の向上とともに、生活拠点や地区ネットワークの確立により、地区間の連携強化と定住人口の増加を図ります。

【臨海工業用地】

・都市基盤の充実やアクセス性の向上等により、生産環境の向上を図るとともに、境界 部の緑地帯の保全を図ります。

【田園集落地】

- ・農業集落地の生活環境の整備・充実を図り、地域の活性化に努めるとともに、農地と 集落地で構成される田園景観の保全を図ります。
- ・農地は食料供給地としての生産機能のほか、国土の保全や水源かん養、生態系の維持、 良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、優良農地の積極的な保全に努める とともに、耕作放棄地の解消に努めます。

【中山間地域の活性化】

・「災害に強いまちづくり」を推進するため、生活空間をコンパクトにして集中的な防 災対策を行うとともに、定住人口の増加のための施策により、地域コミュニティの維 持に努めます。

【農の資源を活用した地域づくり】

・県下有数の経営耕地を有する西条地域の特性を活かして、水素吸蔵合金を使った省エネ型冷凍・冷蔵システムによる農水産品を集荷・加工・貯蔵し、消費地に供給するシステムを構築するとともに、食に関する研究所の設置などによって、農水産業・食品製造業などの食料産業の雇用増加、西条ブランドの確立などを目指す食品加工流通コンビナート構想の取り組みを進めます。

さらに、食品製造業、農林水産業、大学・試験研究機関、流通業(卸・小売業)、外食産業、観光産業、行政等の異業種が集まる「食料産業クラスター協議会」による、食品産業を中核とした農林水産業、その他関連産業等が連携した「食料産業クラスター」の形成の促進や、国産農林水産物を活用した新商品開発、販路拡大等に取り組む食料産業クラスター事業を推進します。

あわせて、輸出対象国バイヤーと域内の輸出窓口企業とのネットワークを構築・強化し、輸出窓口を一元化することにより、食品輸出メーカーが容易に海外とのネットワークを活用することができ、青果物全般、水産物全般、加工品全般をワンステップで海外市場へ送り込む仕組みづくりなど地場産品輸出販路開拓事業を推進します。

【自然環境体系】

・本地域は、北と南を瀬戸内海、石鎚山系の広域環境軸、平地部は加茂川、中山川等の 都市内環境軸に囲まれ、両河川に挟まれた地域では優良農地が広がるなど、非常に優 れた自然環境を有しています。これら自然環境・田園景観の保全を図りつつ、自然体 験・農業体験など自然を活用した交流、地域の活性化を図ります。

② 拠点

【産業拠点】

- ・東予港(西条地区)周辺は、隣接する臨海工業地等の機能強化とあわせて、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保を図り、広域流通拠点の形成を目指します。また、地域住民が海や港に親しむことができる賑わいと潤いのある空間の形成や港内に残る自然環境への配慮に努めます。
- ・内陸部の産業拠点は、インターチェンジや工業集積地の特性を活かした産業拠点の形成を図ります。

【スポーツ・レクリエーション拠点】

- ・西条運動公園・西条西部公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づける とともに、自然環境や体育施設など地域資源を活用して、トップアスリートが合宿す るまちづくりを推進し、市民の競技力向上と健康増進、交流人口増による産業振興な どを目指す『合宿都市構想』の実現のため、調査研究に取り組みます。
- ・円山森林公園は、植物園やイベント広場等の整備による観光拠点としての魅力向上と ともに、自然を活かした体験・学習の場として活用を図ります。
- ・市民の森は、市民の憩いの場や観光レクリエーションの場としての充実を図っていきます。
- ・水辺の拠点としての古川水辺公園や東部公園の整備を推進していきます。

【交流拠点】

- ・西条市の恵まれた自然環境と地域特有の資源を活用して、海・川・山・田園、各々に おける多様な交流拠点の形成を図り、地域の活性化を進めます。
- ・大学等の研究者や学生を招き、様々な分野での教育・研究交流を展開する「フィールド大学構想」に取り組み、地域課題を解決し、あるいは地域の活性化に必要とされる 人材の育成等を図ります。

③ 軸

a. 道路

- ・国道 11 号バイパス、主要地方道壬生川新居浜野田線等は、交通渋滞緩和のため、全線 を計画決定の幅員で、整備を促進します。
- ・広域幹線道路と位置づけた国道 11 号及び国道 194 号や南北軸となる都市計画道路国道 西条港線等についても、安全で快適な道路空間づくりに努めます。

b. 歩行者ネットワーク

- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、中心市街地では水路、河川、「新四国のみち」、西条まつり祭礼運行コース等を活用し、中心市街地と周辺のレクリエーション拠点を結びつけるように配置します。
- ・その他の地域では、渦井川や室川の河川沿いや西条まつり祭礼運行コース、「四国の みち」を活用して、歩いて楽しい道づくりを進めます。

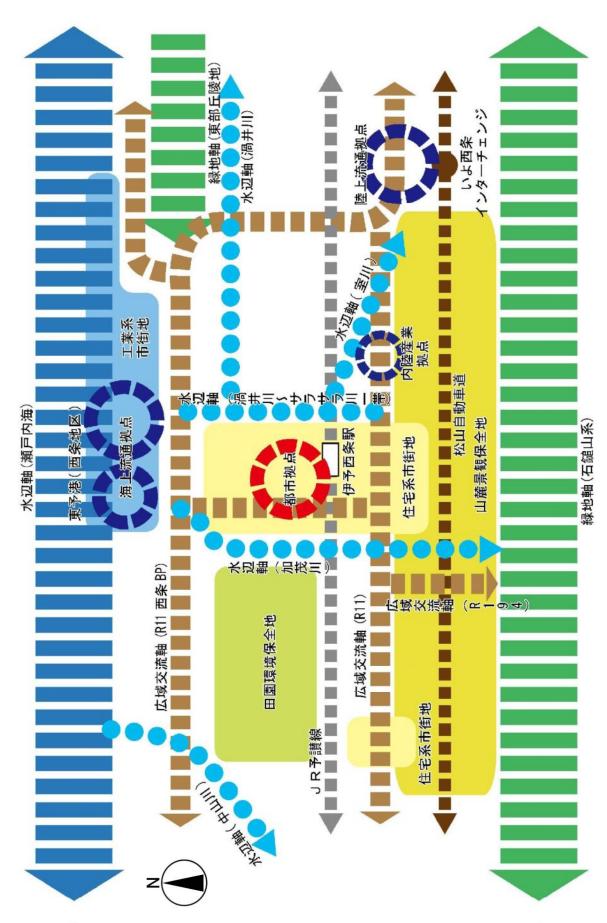
【緑地軸】

・臨海工業用地の境界部の緩衝緑地から北部丘陵地に至る緑地帯、及び石鎚山系を構成 する南部の緑地は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

【水辺軸】

- ・石鎚山系と並び、東西に広がる瀬戸内海は地域を構成する重要な水辺空間であること から水辺軸と位置づけ、工業地は活力ある都市景観の形成、河口部は干潟の保全を図 ります。
- ・加茂川、中山川、渦井川、室川を水辺軸と位置づけ水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「四国のみち」、「新四国のみち」の活用 とともに、農地内を縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。

●将来地域構造



3. 西条地域内地区(中央部・東部・西部)

3-1. 中央部地区

(1) 地区づくりのテーマ

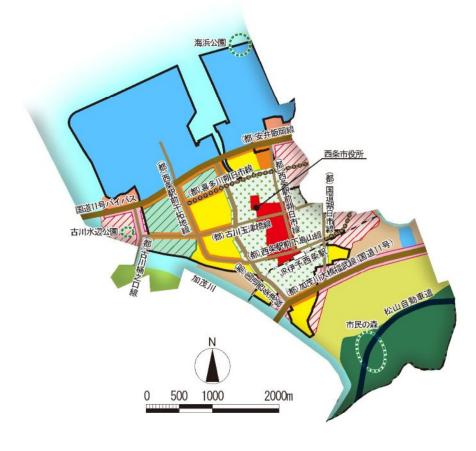
『活力ある産業振興を目指したまちづくり』

(2) 土地利用

- ・中心市街地から東予港(西条地区)に至る既成市街地は、駅周辺における拠点整備を 図るとともに、地域資源を活かしたまちなみ景観の保全・創出に努めます。また、都 市計画道路の整備や地区計画制度の活用により、防災機能の向上を図ります。
- ・流通拠点と位置づけた東予港(西条地区)は、広域流通拠点の形成を目指します。
- ・港新地の工業地域は、隣接する道路網、用排水路、その他公共公益施設等の改良整備を図り、企業立地を促進するとともに、既存の住宅もあることから、適切な土地利用の誘導に努めます。
- ・住居系用途地域に隣接している朔日市・新田地区については、新たに増加する人口の 受け皿として、用途地域の指定及び基盤整備手法の活用を検討します。
- ・住宅、工場、農地等が混在する用途地域外の地区は、農地の保全を基本に、引き続き 特定用途制限地域の指定等による適切な土地利用のコントロールを行います。

●土地利用方針図





(3) 都市施設

① 道路

a. 骨格軸

- ・地域の連携軸となる都市計画道路喜多川朔日市線、都市計画道路西条駅前下島山線の 未整備区間の整備を推進し、地域内及び中心市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。

b. 歩行者ネットワーク軸

- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、歩行者系ネットワークの軸を位置づけます。
- ・歩行者系ネットワークとして、水路、河川、「新四国のみち」、西条まつり祭礼運行 コース等を活用し、中心市街地と周辺のレクリエーション拠点を結びつけるように配 置し、周辺住宅地から中心市街地へのアクセス向上を図ります。また、中心市街地居 住者のレクリエーション利用の向上により、中心市街地居住の魅力を増進させます。
- ・周辺市街地の地域構造を明確にするため、骨格となる都市基盤を整備します。骨格となる都市基盤としては、全体構想で位置づけた幹線道路、歩行者系ネットワーク道路のほかに、地区内ネットワークの形成を図ります。また、歩行者系ネットワーク道路の西端には、レクリエーション拠点づくりを進めます。

② 公園·緑地等

- ・御舟川緑道など市街地内河川を利用した、水と親しめる公園の整備とともに、中心市 街地から海浜公園へ至る緑のネットワークの整備を推進します。
- ・水辺の拠点となる古川水辺公園の整備を推進し、自然とのふれあいの場の充実を図ります。
- ・商店街等を散歩コースとする市民も多いことから、中心市街地内において、うちぬき 広場等とのネットワークを図りながら、商店街周辺に、休憩のできる小広場を整備し ます。
- ・市民の森の梅林園をはじめ、つばき、さくら、つつじなどの自然豊かな八堂山の緑地 を保全するとともに、考古歴史館や冒険広場を活用した文化・レクリエーション拠点 の形成を図ります。
- ・賑わいの拠点として、緑陰広場の整備やアクアトピア水系を活用した親水空間、小規模なイベント(朝市など)の開催も可能な芝生広場、親水広場等の整備を行います。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を 進めていきます。
- ・下水道施設の機能を維持していくため、老朽化した西条浄化センターの改築・更新を 行うとともに、流入汚水量の増加に応じた処理施設の増設を進めていきます。
- ・雨水施設としては、本陣川ポンプ場の老朽施設の改築・更新を行うとともに、他のポンプ場(干拓・唐樋)における増改築等及び雨水幹線水路においても整備の検討を進めていきます。

④ その他都市施設

- ・ひうち地区及び都市計画道路安井飯岡線以北の朔日市地区等では塩水化の進行が懸念 されるため、新たな給水区域を検討します。
- ・主に水産業を中心とした地域産業の振興を図るため、重要港湾である東予港(西条地区)における小型船だまりやその背後のふ頭用地、漁業施設用地などの整備を促進します。
- ・老朽化が進んでいる古川住宅の建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討 します。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

① 都市環境の形成方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「新四国のみち」の活用とともに、農地内 を縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。

② 景観の形成方針

・地域資源を活かしたまちなみ景観の保全・創出に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・地域の防災性の向上を目的として、防災街区整備地区計画制度等の活用を検討します。
- ・コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するととも に、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

(6) 中心市街地の土地利用・整備方針

① 基本方針

- ・中心市街地は、骨格となる拠点や軸づくりにより、拠点相互の連携を高め、その相乗 効果でまちの魅力を向上させ、人・もの・情報が集う交流空間に再生します。
- ・周辺住宅地は、骨格となる都市計画道路の整備を推進するとともに、地区計画制度等により河川、水路を活用した歩行者系ネットワークの形成及び主要区画道路の整備を進め、地区の骨格となる都市基盤の形成に努めます。
- ・事業の実施にあたっては、高齢者や障害者も含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザインの考え方や、木材の活用など環境にも優しい循環型社会(「木製都市構想」) の構築を念頭に置いた、事業の推進に努めます。
- ・各拠点間を移動する人の動きを活発にして、中心市街地の賑わいを演出するため、ア クアトピア水系を中心として、各施設間の連携による交流と水辺に向いて開かれた施 設・広場づくりを進めることで、人々が訪れたくなる魅力的な空間づくりを進めます。
- ・総合文化会館の前庭をイベントやパフォーマンス空間として活用し、川沿いのにぎわいを演出します。また、産業情報支援センターの周辺部についても積極的に水辺に開いた空間づくりを図ります。

② 整備方針

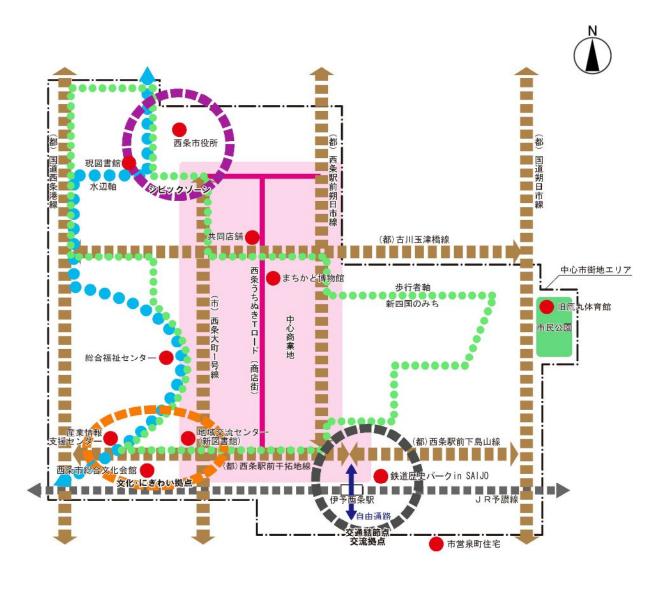
- ・地域の特性を活かした商業地の形成を目指し、商店街の北側に位置する紺屋町商店街では、都市再開発事業等の手法による民間主体の共同店舗整備事業を行い、商業拠点の形成を図ります。また、まちかど博物館整備事業への空き店舗の活用を図るなど空き店舗対策を推進します。
- ・中心市街地の活性化に寄与する定住人口の増加を図るため、共同店舗整備にあわせた 住宅供給や市営泉町住宅の建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討しま す。また、マンション建設などによる若者世帯の居住増加に対し、空き店舗などを活 用した子育て支援施設の整備を推進します。
- ・新図書館の建設に伴い、今後は空き施設となってしまう現在の図書館を改修し、地域 交流施設(中心市街地の核となる施設)としての整備を検討します。
- 現在使用されていない旧鷹丸体育館の再活用を検討します。

③ 中心市街地内の軸

- ・地域交流情報センター(新図書館)や鉄道歴史パーク in SAIJO とあわせて、駅前広場や駅の自由通路の整備による交通結節機能の強化を図るなど、新たな賑わい・交流を 創生します。
- ・ JR予讃線によって南北に分断されている市街地において、JR伊予西条駅に南北自 由通路を整備します。また、駅南側にはロータリー機能を有した南口広場の整備を行 います。
- ・ J R 予讃線を主要な公共交通施設と位置付け、複線化やフリーゲージトレインの早期 導入を要望していきます。

- ・JR伊予西条駅南口周辺整備に合わせて、道路整備などの道路改良を行います。
- ・商店街に平行して西条市役所から総合福祉センター及び総合文化会館などの集積する 地区を結ぶ「市道西条大町1号線」をはじめ拠点間を結ぶ道路等の路面のカラー舗装 や歩きやすい歩道の整備を行います。
- ・中心市街地内において整備可能な道路から自転車専用レーンの整備を図っていきます。

●中心市街地の将来地域構造図



3-2. 東部地区

(1) 地区づくりのテーマ

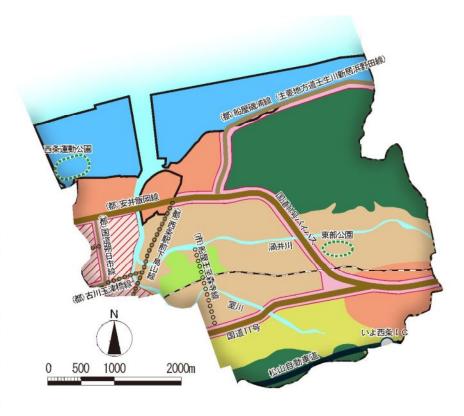
『地域資源の活用による地域活性化と生活環境の改善』

(2) 土地利用

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・臨海工業地は、西条市の工業を支える工業地帯であることから、企業立地の促進と操業環境の向上に努めます。
- ・ 準工業地域では、住宅の立地が進んでいることから、用途地域の見直しも含め土地利 用の整序に努めます。
- ・国道 11 号と国道 11 号バイパスの分岐点付近では大規模な商業施設が立地しており、 周辺環境と調和した土地利用の誘導を図ります。
- ・住宅、工場、農地等が混在する用途地域外の地区は、農地の保全を基本に、引き続き 特定用途制限地域の指定等による適切な土地利用のコントロールを行います。
- ・北部丘陵地及び渦井川、室川流域界部の緑の保全・活用を図り、都市内環境軸と位置 づけた渦井川、室川は、水と親しみ、自然とふれあえる空間形成を図ります。

●土地利用方針図

凡 例	2
中心商業地	
地域商業地	
中心商業地 問辺既成住宅地	
専用住宅地	7//
一般住宅地	
複合地	
工業地	
市街化誘導地(住宅地)	7///
産業居住地	4-4
沿道サービス地	Ď ¥
自然共生地	2 6
田園環境保全地	
山麓景観保全地	
自然環境保全地	
整備予定路線	000000
用途地域	



(3) 都市施設

① 道路

- ・主要地方道壬生川新居浜野田線は、交通渋滞緩和のため、全線を計画決定の幅員で、 整備を促進します。
- ・地域連携軸となる市道船屋王至森寺線、渦井川左岸道路、都市計画道路古川玉津橋線 及び都市計画道路西条駅前下島山線等の未整備区間の整備を推進し、地域内及び中心 市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。
- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、歩行者系ネットワークの軸を位置づけます。
- ・その他の歩行者系ネットワークの軸として、渦井川や室川沿いのほかに西条まつり祭 礼運行コース、「四国のみち」を位置づけます。これらのネットワーク軸は、既存の 観光資源との連携等を図ることにより、歩いて楽しい道づくりを進めます。

② 公園·緑地等

- ・レクリエーション拠点と位置づけた東部公園の整備を進めます。
- ・臨海工業用地の境界部の緩衝緑地から北部丘陵地に至る緑地帯、渦井川、室川の流域 界を形成する里山から優良農地につながる緑、南部丘陵地の緑は、地域を構成する重 要な緑の軸と位置づけ保全します。
- ・北部丘陵地は、針葉樹から広葉樹への転換を図りながら、自然を活かしつつ体験学習等ができる体験型の森林利用を計画し、四季を通じて楽しめるレクリエーション空間づくりを進めます。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を 進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・雨水排水整備として、船屋ポンプ場の増改築等及び雨水幹線水路における整備の検討を進めていきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活 環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・重要港湾である東予港(西条地区)は、素材工業活動を支える広域的な流通の港として、貨物需要の増大、船舶の大型化、コンテナ化等に対応するため、港湾施設の整備 を促進し、物流機能の充実強化を図ります。
- ・上水道施設については、未普及地域における水道整備、老朽化した施設の更新や今後 起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

① 都市環境の形成方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・里山の管理や農地の利用に、市民が積極的に参加できるシステムづくりを進めるとと もに、その保全を図ります。
- ・渦井川、室川は、自然との共生のための都市内環境軸と位置づけ、水質保全の推進とあわせて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「四国のみち」の活用とともに、農地内を 縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。

② 景観の形成方針

・「四国のみち」は、王至森寺の「キンモクセイ」や秋都庵の「萩」等の地域資源を活 用して、歩いて楽しい花と香りの街道づくりを検討します。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・西条運動公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を 図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自 主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

3-3. 西部地区

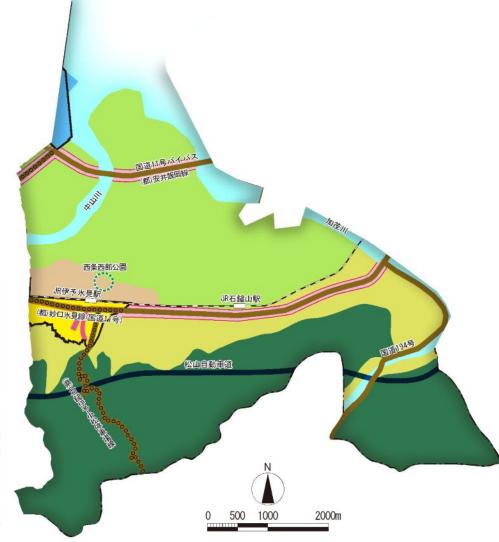
(1) 地区づくりのテーマ

『自然と共生する優良な田園居住地づくり』

(2) 土地利用

- ・江戸時代より木材等山の物などの集散地として栄え、現在も当時のまちなみやコミュニティ等が残されている氷見地区の市街地と観光拠点である石鎚山は、街なみ環境整備事業によるまちなみ整備や地区交流拠点の整備等を検討します。
- ・住宅、工場、農地等が混在する用途地域外の地区は、農地の保全を基本に、引き続き 特定用途制限地域の指定等による適切な土地利用のコントロールを行います。
- ・加茂川と中山川に挟まれ優良な農地が広がる地域などでは、農用地利用増進事業等の 推進を図りつつ農地の有効利用を進めるとともに、農産物の高付加価値化や特産品の 生産拡大による経営基盤の強化を促進します。また、認定農業者を中心とした地域の 担い手への農地の利用集積を促進し、農業の6次産業化、地産地消を推進します。

●土地利用方針図



凡	il]
中心商業地	
地域商業地	
中心商業地 周辺既成住宅地	0000
専用住宅地	7//
一般住宅地	
複合地	
工業地	
市街化誘導地(住宅地)	7///
産業居住地	4
沿道サービス地	
自然共生地	8 8
田園環境保全地	
山麓景観保全地	
自然環境保全地	
整備予定路線	000000
用途地域	

(3) 都市施設

① 道路

- ・主要地方道壬生川新居浜野田線は、交通渋滞緩和のため、全線を計画決定の幅員で、 整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。
- ・地域連携軸となる一般県道石鎚伊予小松停車場線など未整備区間の整備を促進し、地域内及び中心市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・ 氷見の市街地など道路幅員が狭く緊急車両が通行しにくい住宅密集地では、生活道路 の拡幅や避難路のネットワーク形成による安全性の確保を図ります。
- ・西条まつり祭礼運行コース、「四国のみち」を歩行者系ネットワークの軸として位置 づけます。これらのネットワーク軸は、既存の観光資源との連携等を図ることにより、 歩いて楽しい道づくりを進めます。

② 公園·緑地等

- ・日本の重要湿地(環境省)に選定されている加茂川河口部の干潟を中心に、干潟観察 施設の整備や総合的な水の研究、伝承施設の整備を検討します。
- ・南部丘陵地の緑は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を 進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活 環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大 規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・簡易水道施設については、上水道施設との統合を図ることで、施設の効率化を目指す とともに区域拡大の検討を行います。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・「水の都西条」をアピールするためにも、「四国のみち」の活用とともに、農地内を 縦横に流れる河川、水路を活用した交流連携軸の形成を図ります。
- ・難波の水郷風景や乙女川の川狩り等の地域資源を活用した地域環境整備により、地域 の個性を共用できる定住人口の増加を目指します。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・災害に強く安全な地域づくりを進めるため、加茂川や中山川などの未改修部分について河川改修を促進します。
- ・西条西部公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化 を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自 主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

4. 東予地域

4-1. 東予地域の概況

(1) 地域の位置等

・東予地域は、市西部に位置し、JR壬生川駅や主要地方道壬生川丹原線を中心とする 市街地と、臨海部の工業地帯及び平野部に広がる農業地帯、永納山から本谷温泉、最 高標高約1,100mの尾根に連なる山地から構成されています。

(2) 人口

- ・地域内には、9小学校、3中学校があります。
- ・地区別(概ね小学校区別)の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と 昭和 55 年の人口を比較すると、全体では横ばい傾向にありますが、庄内地区で人口の 増加率が高く、楠河地区で減少率が高くなっています。

■地区別人口の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17/ 昭和 55 比率 (%)
周布地区	3, 824	3, 954	3, 977	3, 800	3, 652	3, 743	97. 9
吉井地区	2, 999	3,022	2, 962	2, 909	2,860	2, 671	89. 1
多賀地区	4, 661	4, 965	4, 881	5, 330	5, 575	5, 540	118.9
壬生川地区	5, 674	5, 551	5, 785	5, 769	5, 341	5, 035	88. 7
東予東地域 計	17, 158	17, 492	17, 605	17, 808	17, 428	16, 989	99. 0
国安地区	5, 023	5, 065	4, 723	4, 561	4,609	4, 399	87. 6
吉岡地区	2, 518	2, 566	2, 437	2, 365	2, 448	2, 326	92. 4
東予西地域 計	7, 541	7,631	7, 160	6, 926	7,057	6, 725	89. 2
三芳地区	2, 487	2, 652	2, 661	2, 588	2, 637	2, 613	105. 1
庄内地区	2, 549	2, 464	2, 305	2, 262	3, 537	3, 333	130.8
楠河地区	4, 102	4, 112	4, 018	3, 884	2, 334	2, 286	55. 7
河北地域 計	9, 138	9, 228	8, 984	8, 734	8, 508	8, 232	90. 1
東予地域 合計	33, 837	34, 351	33, 749	33, 468	32, 993	31, 946	94.4

資料:市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、JR壬生川駅や国道 196 号及び主要地方道壬生川丹原線沿道を中心に多 賀、壬生川地区に指定されています。
- ・主要地方道壬生川丹原線沿道等で、大規模な商業施設の立地がみられます。
- ・その他の地域では、幹線道路の一部に商業系用途地域が、臨海部で工業系の用途地域 が指定されている他は、ほとんどが住居系の用途地域が指定されています。
- ・用途地域外では、山林以外では農地の中に集落が点在する田園集落地が形成されており、一部の地域では工場の立地や幹線道路沿道での商業施設の立地がみられます。

(4) 地域資源

- ・ JR壬生川駅周辺に、東予総合支所、総合福祉センター、体育館、図書館・郷土館、 保健・医療施設など多数の中核的施設が集積しています。
- ・北西部の河原津海岸は自然海浜が残っており、1950 年代まではたくさんのカブトガニが生息するなど、今もなお良好な水辺環境を有しています。また、春の潮干狩りや初夏の立て干し網など、自然を活かしたレクリエーション活動も行われています。
- ・古代山城の遺跡が確認された永納山は国史跡に指定されており、貴重な歴史資源となっています。
- ・本谷温泉は、松山の「道後温泉」、今治の「鈍川温泉」と並び「伊予三湯」と称され、 古くからの名湯として知られています。
- ・野球場など広域的なレクリエーション機能をもつ東予運動公園を有しています。

4-2. 東予地域のまちづくりの課題

【市街地】

・ JR 壬生川駅周辺の商業地は、販売額の減少や空き店舗の増加、来街者の減少など近年空洞化が著しく、商業地域の活性化が求められます。

【その他の市街地】

- ・インターチェンジをはじめ主要地方道壬生川丹原線沿道周辺には、近年、大規模商業 施設等が立地しており、周辺地域と調和した土地利用の誘導が求められます。
- ・臨海部に位置する東予インダストリアルパークは、今治小松自動車道の開通を契機に 平成13年頃から企業数が大幅に増加しています。今後も企業誘致を推進し、雇用環境 の向上を図る必要があります。

【集落地】

- ・優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営 基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消 を推進していく必要があります。
- ・海・川沿いの集落は、漁業、農業との調和を図りながら、自然保全系の拠点としての 優れた自然環境を活かした地域活性化が求められます。

【中山間地】

・農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のかん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。

4-3. 東予地域のまちづくり方針

(1) 地域づくりのテーマ

本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 地域づくりの基本方針

地域づくりのテーマの実現に向けた地域づくりの方針を、以下のとおり設定しました。

① 土地利用

【魅力ある中心市街地の形成】

- ・ JR 壬生川駅周辺は、既存ストックの活用とあわせて、新たな都市機能の集積、定住 環境の創出を図り、地域の活性化を図ります。
- ・商店街の核となる拠点的エリアの形成など商店街の魅力向上を図ります。
- ・ 高齢者等も安心してまち歩きが楽しめるよう、バリアフリー化を推進するとともに、 初めて訪れる人々にも分かりやすい情報案内施設の設置等を進めます。
- ・安全で快適な居住環境を創出するため、防災機能の強化にも配慮しつつ、生活道路や 公園等、居住空間としての基盤整備を進めます。
- ・東予丹原インターチェンジ周辺は周辺環境と調和した土地利用誘導を図ります。

【市街地環境の改善】

・交通渋滞の解消や防災機能の向上とともに、生活拠点や地区ネットワークの確立により、地区間の連携強化と定住人口の増加を図ります。

【臨海工業用地】

・ 今治小松自動車道へのアクセス性の向上等により、生産環境の向上を図るとともに、 境界部の緑地帯の保全を図ります。

【田園集落地】

- ・農業集落地の生活環境の整備・充実を図り、地域の活性化に努めるとともに、農地と 集落地で構成される田園景観の保全を図ります。
- ・農地は食料供給地としての生産機能のほか、国土の保全や水源かん養、生態系の維持、 良好な景観の形成などの多面的機能を有しており、優良農地の積極的な保全に努める とともに、耕作放棄地の解消に努めます。

【自然環境体系】

- ・本地域は、北の海浜部にある河原津海岸や西の山間部にある本谷温泉、田園集落地など、豊かな自然環境やそれらを活用した施設が点在しています。今後ともこれら自然環境の保全を図りつつ、自然体験・農業体験など自然を活用した交流、地域の活性化を図ります。
- ・河原津干拓地などの未利用地は、農業育成の場としての活用を検討するなど、土地利 用の転換を進めます。

② 拠点

【産業拠点】

- ・東予インダストリアルパークは、産業機能の強化を図るとともに、地域住民が海に親 しむことができる潤いのある空間の形成や自然環境の保全・創出に努めます。
- ・内陸部には周桑手すき和紙の工場等が点在しており、地域に根ざした地場産業の振興 を図ります。

【スポーツ・レクリエーション拠点】

- ・東予運動公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけるとともに、トップアスリートが合宿するまちづくりを目指し、市民の競技力向上と健康増進、交流人口増による産業振興などを目指す「合宿都市構想」の実現のため、調査研究に取り組みます。
- ・北部は瀬戸内海国立公園の区域となっており、隣接する河原津海岸の保全を図るとと もに、近隣の永納山城跡や世田山城跡の保全、活用を図ります。

【交流拠点】

・本地域の資源である瀬戸内海国立公園、本谷温泉、永納山等を活用した交流拠点の創造に努め、地域の活性化を進めます。

3 軸

a. 道路

- ・国道 196 号の交通渋滞緩和のため、都市計画道路壬生川氷見線の整備を促進します。
- ・その他の都市計画道路等についても、計画的な整備を推進し、地域内の交通体系の確立に努めます。

b. 歩行者ネットワーク

- ・ JR 壬生川駅から国道 196 号にかけて歩道の整備を進め、安全・安心な歩行者空間の 形成に努めます。
- ・その他の地域では、主要な河川沿い等を活用して、歩いて楽しい道づくりを進めます。

c. 自転車ネットワーク

・壬生川地区において自転車環境モデル地区の指定を受けたことにより、JR壬生川駅 正面線の自転車道の整備を行い、歩行者と自転車を分離することにより、歩行者・自 転車の安全で快適な通行を目指します。

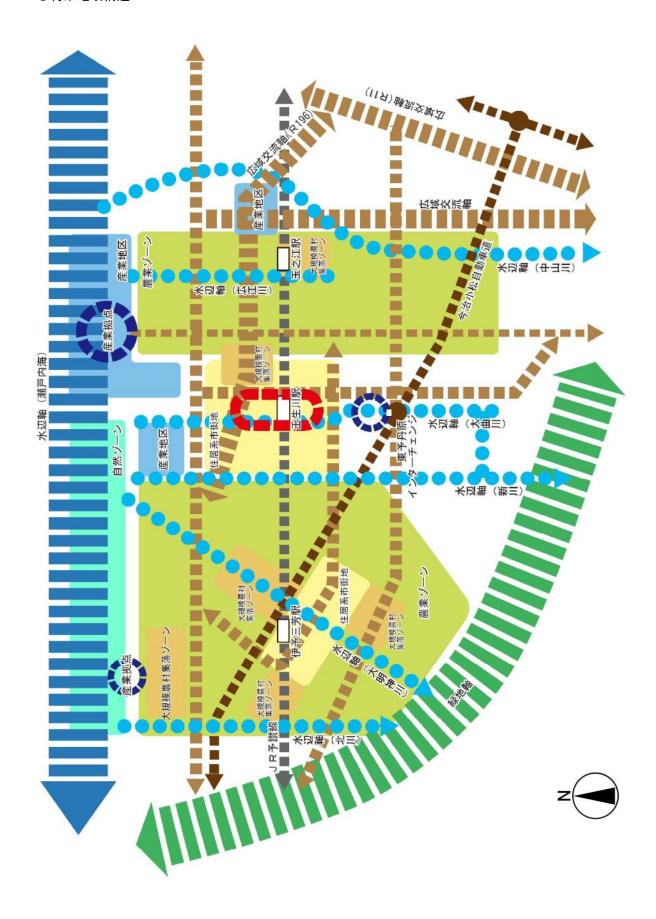
【緑地軸】

・高縄山系を構成する西部の緑地は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

【水辺軸】

- ・石鎚山系と並び、東西に広がる瀬戸内海は地域を構成する重要な水辺空間であること から水辺軸と位置づけ、工業地は活力ある都市景観の形成、河口部は干潟の保全を図 ります。
- ・新川、大曲川、中山川、北川、大明神川、広江川を水辺軸と位置づけ水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。

●将来地域構造



5. 東予地域内地区(東予東・東予西・河北)

5-1. 東予東地区

(1) 地区づくりのテーマ

『活力ある産業振興を目指したまちづくり』

(2) 土地利用

- ・ JR壬生川駅周辺は、駅東地区の拠点商業・業務機能の活性化と駅西地区の新規都市機能の集積による駅東西一体となった生活拠点商業地の形成を図ります。特に、駅西地区は、駅前広場の整備や新たな道路の整備を進め、若者ファミリーから高齢者までの定住環境づくりに努めます。
- ・主要地方道壬生川丹原線沿道は、インターチェンジ周辺での拠点形成や沿道商業施設 の適正な立地誘導を図り、交流軸としての魅力ある環境形成を図ります。
- ・東予インダストリアルパークは、生産型工業地として立地環境を整えつつ、産業の立 地が進んでいない未利用地においては企業誘致を推進します。
- ・玉之江地区など大規模な集落地が広がっている地域では、良質な田園居住区づくりに 向けた取り組みを進めます。



(3) 都市施設

① 道路

- ・国道 196 号の交通渋滞の解消を図るとともに、都市間ネットワークの確立を図るため、 都市計画道路壬生川氷見線の整備を促進します。
- ・都市計画道路北条新田高松線は、広域交流軸を補完し地域内の東西交通を円滑に処理 する重要な路線であるため、その整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。
- ・ JR 壬生川駅周辺の新たな拠点整備を行い、駅東地区と駅西地区を結ぶ回遊性の創出 を図るために、周辺道路の整備を進めるとともに、東西駅前広場を結ぶ自由通路(自 歩道)の整備を推進します。

② 公園・緑地等

・市街地内の身近な公園は、公園機能の充実とともに、地域住民との協力のもとで軽微 な管理作業や花壇づくりを行うなど、愛着のある公園への再生を図ります。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を 進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・流入汚水量の増加に対応するため、東予丹原浄化センターにおいて、処理施設の増設 を行います。
- ・市街地の浸水防除のため、三津屋雨水ポンプ場の新設を主とする雨水施設整備を推進していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活 環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大 規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・市街地を流れる新川、大曲川等の河川は、自然との共生を図る都市内環境軸として、 水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・多くの人が行き交う駅周辺等の市街地は、歩道の段差解消や公共公益施設のバリアフリー化など、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・耐震岸壁の計画がある東予港(壬生川地区)については、地震災害時の物資輸送拠点として防災機能の充実を図ります。
- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自 主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

5-2. 東予西地区

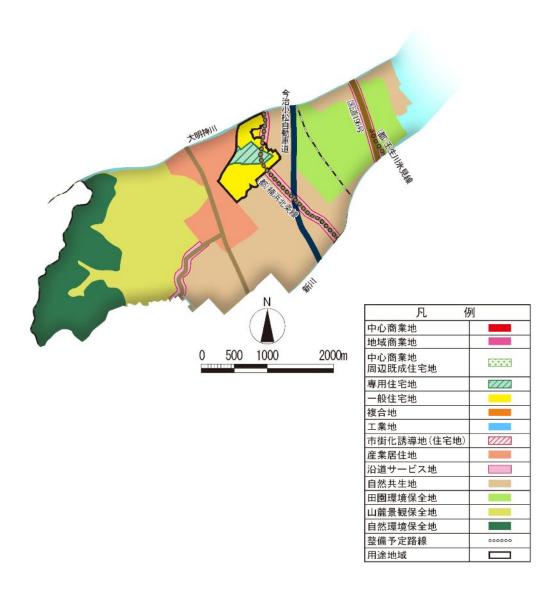
(1) 地区づくりのテーマ

『地域資源の活用による地域活性化』

(2) 土地利用

- ・国安地区等の木造密集住宅地は、公共施設整備や老朽建築物の建て替え、耐震化・不 燃化を長期的な展望のもとで促進し、既成市街地の住環境の改善に努めます。
- ・住宅地に混在する地場産業の工場周辺は、緑化等の環境整備の充実を促進します。
- ・市街地周辺に広がる田園集落地は、多様な機能を有する生産緑地として、背景の山林 とあわせて保全していきます。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・広域交流軸となる都市計画道路壬生川氷見線等の未整備区間の整備を促進していきます。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。
- ・ 骨格となる幹線道路は整備されていますが、国安の市街地内は狭あいな道路が多いため、長期的な視点のもとで道路環境の改善に努めます。

② 公園・緑地等

- ・地域内を流れる大明神川や新川は、地域と協力して自然に触れあえる環境づくりを行い、水辺交流軸を形成します。
- ・高須海岸の自然環境を保全し、周辺地域と一体となった活用により、市民の憩いの場となる海浜レクリエーションの拠点を形成します。
- ・南西部の山林の緑は、地域を構成する重要な緑の軸と位置づけ保全します。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を 進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活 環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大 規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・南西部の山林は、国土や生態系の保全など多様な機能を有しており、これら機能を維持するために保全を図るとともに、里山については身近な環境学習の場としての活用を図ります。
- ・地域を東西に流れる新川、大明神川等の河川は、自然との共生を図る都市内環境軸と して、水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自 主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

5-3. 河北地区

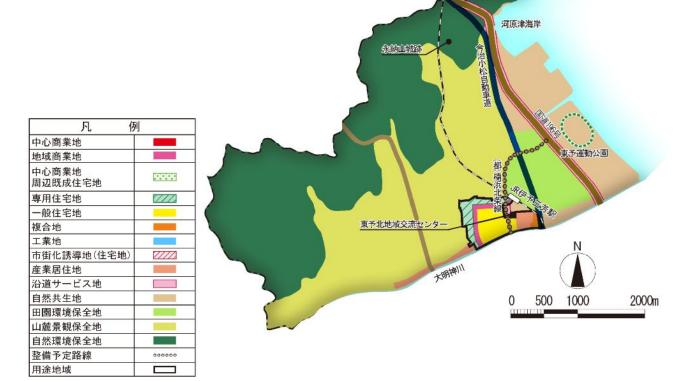
(1) 地区づくりのテーマ

『歴史と文化の薫るまちづくり』

(2) 土地利用

- ・ J R 伊予三芳駅周辺は、東予北地域交流センター等を地域住民の交流拠点として積極 的に活用し、地域の活性化を図ります。また、駅西側の住宅地は、閑静でゆとりある 低層住宅地として、住環境の保全・改善に努めます。
- ・河原津の集落地は、密集した集落地となっており、居住環境の改善に努めます。また、 風波による塩害等のため農業利用が進んでいない河原津干拓地は、農業等の有効利用 に努めます。
- ・河原津海岸等の水辺空間は、市民の憩いの場としての環境整備を進めるとともに、自 然体験、環境学習の場としての活用を検討します。
- ・観光資源である本谷温泉は、既存の温泉・宿泊施設の活用や機能充実を進め、山間型の観光レクリエーション拠点地区としての充実を図ります。
- ・市街地周辺に広がる田園集落地は、多様な機能を有する生産緑地として背景の山林と あわせて保全していきます。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・東予丹原インターチェンジから国安及び三芳の市街地を通り、国道 196 号へ接続する 都市計画道路楠浜北条線等の整備を進めます。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。

② 公園·緑地等

- ・東予運動公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけるとともに、トップアスリートが合宿するまちづくりを推進し、市民の競技力向上と健康増進、交流人口増による産業振興などを目指す「合宿都市構想」の実現のため、調査研究に取り組みます。
- ・河原津海岸の自然環境を保全し、永納山など周辺地域と一体となった活用により、市 民の憩いの場となる海浜レクリエーションの拠点を形成します。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を 進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活 環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、今後、長期的に見れば河川水の取水確保が懸念されることから、地下水などの水源確保が必要であると考えます。また、老朽化した施設の更新や 今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館や地域交流センター等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・南西部の山林は、国土や生態系の保全など多様な機能を有しており、これら機能を維持するために保全を図るとともに、里山については身近な環境学習の場としての活用を図ります。
- ・地域を東西に流れる大明神川、北川等の河川は、自然との共生を図る都市内環境軸と して、水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・庄内・旦之上地区には、その地形と川石を利用した石積の畦で区画された独特の田園 風景が見られることから、今後も良好な農村景観の保全を図ります。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭く緊急車両が通行不可能な住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・東予運動公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を 図ります。
- ・コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。

6. 丹原地域

6-1. 丹原地域の概況

(1) 地域の位置等

- ・丹原地域は、道前平野の南西部に位置し、地域北部の平坦部は標高 10m から 200m の 比較的平坦な地形で、東西に流れる中山川に沿った平地部は、県下屈指の農業地帯と なっています。
- ・丹原地域の南の国道 11 号から南側の山間区域は都市計画区域外となっており、標高 200m から標高 1,680m の堂ヶ森に続く険しい山岳となっており、志河川、鞍瀬川沿い に集落が散在しています。

(2) 人口

- ・地域内には、5小学校、2中学校があります。
- ・地区別(概ね小学校区別)の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と 昭和 55 年の人口を比較すると、全体では減少傾向にありますが、丹原地区では増加と なっています。

■地区別人口の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17/ 昭和 55 比率 (%)
丹原地区	4, 866	4, 911	4, 997	5, 029	5, 061	5, 039	104%
徳田地区	2, 172	2, 163	2,041	1, 944	1, 828	1, 737	80%
田野地区	3, 841	3, 816	4, 065	3, 941	3, 820	3, 635	95%
中川地区	2, 952	2, 935	3, 042	2, 966	2, 823	2, 773	94%
桜樹地区	1, 088	944	872	734	632	536	49%
丹原地域 合計	14, 919	14, 769	15, 017	14, 614	14, 164	13, 720	92%

資料:市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、主要地方道壬生川丹原線沿道に第1種住居地域、第2種住居地域、近隣 商業地域、工業地域の4種類の用途地域が指定されています。
- ・都市計画区域内の用途地域外では、山林以外では農地の中に集落が点在する田園集落 地が形成されており、一部の地域では工場の立地や道路沿道での商業施設の立地がみ られます。

(4) 地域資源

- ・主要地方道壬生川丹原線沿道に丹原総合支所、丹原総合公園、丹原体育館、丹原文化 会館などが立地し、その他に丹原B&G海洋センターなどのスポーツ施設が立地して います。
- ・本地域では農業が盛んで、米のほか、生産量日本一を誇る愛宕柿を始め、キウイフルーツや梅等の果樹、きゅうり・菊・アスパラガス・バラ等のハウス園芸など、多様な農産物が生産されています。
- ・地域内には多くの観光農園があり、四季を通じて農産物の収穫体験が可能となっています。
- ・すぐれた地域固有の自然環境資源としては、石鎚山系に連なる山岳資源があります。
- ・テニスコートや様々な遊具が設置されている広域的なレクリエーション機能を持つ丹 原総合公園を有しています。

6-2. 丹原地域のまちづくりの課題

- ・地域内には丹原商店街等、古くからの商業集積がみられますが、個人経営の店舗が多く、地域内での購買率は低い状況にあります。
- ・東予丹原インターチェンジをはじめ主要地方道壬生川丹原線沿道周辺には、近年、大 規模商業施設等が立地しており、周辺地域と調和した土地利用への誘導が求められま す。
- ・地域の道路網は、平野部の中央を北東から南西に通る主要地方道壬生川丹原線を基軸として、平野南部の国道 11 号と松山自動車道、今治小松自動車道(東予丹原インターチェンジ)などで構成されています。これら幹線道路のうち県道の多くは、拡幅・改良が望まれています。また、都市計画道路は、5 路線が計画決定されていますが、整備率は低いため、未整備路線・区間の整備を推進する必要があります。さらに、市道は、幅員 4 m 未満のものが多く、拡幅等により円滑な自動車交通を確保するなど、生活道路の整備も求められています。
- ・本地域には、鉄道駅がないことから、自動車に依存する交通体系になっており、公共 交通機関の充実が求められます。
- ・優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営 基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消 を推進していく必要があります。
- ・農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のかん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。

6-3. 丹原地域のまちづくり方針

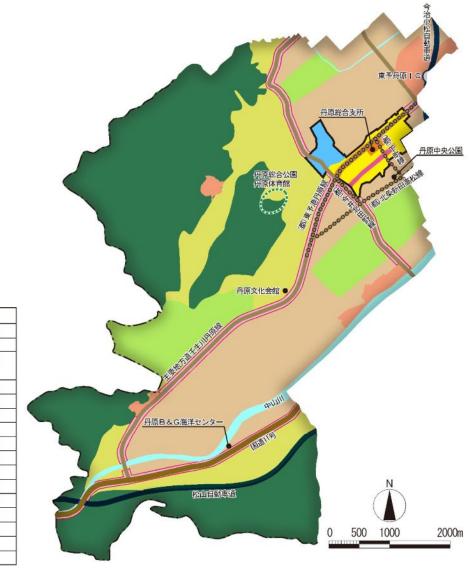
(1) 地域づくりのテーマ

本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 土地利用

- ・丹原総合支所周辺は、生活機能の充実など地域拠点の形成を図り、地域の活性化に努 めます。
- ・主要地方道壬生川丹原線沿道は、交流軸としての魅力ある環境形成を図ります。
- ・大規模な集落地が広がっている地域では、良質な田園居住区づくりに向けた取り組み を進め、安全で安心な居住環境の形成を図ります。

●土地利用方針図



(3) 都市施設

① 道路

- ・地域の連携軸である都市計画道路北条新田高松線の未整備区間の整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。
- ・主要地方道壬生川丹原線の交通渋滞の解消を図るとともに、接続する道路の整備、他地域の骨格となる道路へのアクセスの強化を図り、都市間ネットワークの確立に努めます。
- ・生活道路は、地域住民の利便性や安全性に配慮した計画的な整備・改修、適正な維持 管理に努めます。

② 公園・緑地等

- ・丹原総合公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、野球場、テニスコート、遊具広場等施設の維持管理に努め、利用者の利用促進を図ります。
- ・市街地に近接した愛の山周辺は、総合公園や文化会館などの既存公共施設や農業水利 施設などを活用して都市と農村の交流拠点づくりを進めます。
- ・市街地内の身近な公園は、公園機能の充実とともに、地域住民との協力のもとで軽微 な管理作業や花壇づくりを行うなど、愛着のある公園への再生を図ります。
- ・丹原中央公園の利用者の便宜を図るため、バリアフリー化に配慮したトイレの改築更 新を行います。

③ 下水道

- ・公共下水道事業認可区域内で未整備となっている地域については、汚水管渠の整備を 進めるとともに、事業認可区域の拡大を検討していきます。
- ・市街地の浸水防除については、既存雨水施設の活用を基本として検討していきます。
- ・公共下水道事業認可区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を推進し、生活 環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については、今後起こるであろうとされている大規模地震に対する施設の 耐震化や配水池の整備を進めていきます。
- ・簡易水道施設については西条地域に比べて普及率が高く、整備が進んでいますが、今 後は上水道施設との統合を検討します。
- ・西条市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化が進んでいる古田新出団地の 建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討します。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・優良な農地は食料の安定供給のほかにも、自然環境や生態系の保全、 良好な景観の形成といった多面的機能を有しており、生産基盤や営農環境の改善等により優良農地の維持・保全に努めます。
- ・観光農園をはじめ、地域の豊かな自然や歴史・文化を活かしてグリーン・ツーリズム の推進を図り、農業と観光が連携して都市との交流、地域環境の保全を図ります。
- ・地域内の社寺、鎮守の森、史跡等の地域資源の保全、利活用に努め、地域環境の保全 及び伝統文化の継承に努めます。
- ・平成23年度からの供用開始を予定している志河川ダムを活かした農業の振興と併せて ダム下流に創出される水辺空間を活用した環境整備を進めます。
- ・森林は水源のかん養、自然環境の保全など公益的機能を持つ貴重な資源であり、林業経営基盤の充実や造林・育林など事業活動支援により、森林の適正な管理、保全、育成に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・道路幅員が狭いなど防災上の懸念がある住宅密集地は、生活道路の拡幅や避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・丹原総合公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を 図ります。
- ・コミュニティを単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・下水道の整備や河川改修等による浸水被害の軽減や建築物の耐震化・不燃化の促進等 により災害に強いまちづくりを進めます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。
- ・本地域では、間伐を促進することによって山の健全化を図り、また土砂崩れの発生箇所となりうる斜面上部において、土砂の流出を抑制する小型の木製ダムを設置することにより、土石流被害の軽減を図ります。

7. 小松地域

7-1. 小松地域の概況

(1) 地域の位置等

- ・小松地域は、道前平野の南東部に位置し、中山川右岸沿いに開けた北端の平坦地に市 街地がほぼ集中しています。
- ・地域南部に西日本最高峰である標高 1,982m の石鎚山頂が位置し、これから続く森林が 広がっています。特に、小松町石鎚地区は、石鎚山より南北に向かって急峻な山岳地 帯であり、民家や耕地の点在する部分は標高 600m以下の山麓の急斜面地帯となってい ます。

(2) 人口

- ・地域内には、2小学校、1中学校があります。
- ・本地域の人口は、平成2年頃まで緩やかな増加傾向にありましたが、以降減少に転じ、 平成17年では9.960人となっています。
- ・地区別(概ね小学校区別)の過去 25 年間の人口推移は下表のとおりで、平成 17 年と昭和 55 年の人口を比較すると、392 人の減少となっています。

■地区別人口の推移

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 17/ 昭和 55 比率 (%)
小松地区	7, 193	7, 420	7, 477	7, 318	7,017	6, 942	97%
石根地区	3, 118	3, 141	3, 149	3, 246	3, 166	3, 010	97%
石鎚地区	41	25	23	15	9	8	20%
小松地域 合計	10, 352	10, 586	10, 649	10, 579	10, 192	9, 960	96%

資料:市統計書

(3) 土地利用

- ・用途地域は、国道 11 号沿道を中心に近隣商業地域、住居系用途地域 5 種類、工業系用途地域 2 種類の計 8 種類の用途地域が指定されています。
- ・ J R 伊予小松駅周辺は、小規模な店舗と住宅が混在する古くからある密集した市街地 となっています。
- ・都市計画区域内の用途地域外は、全域が農業振興地域に指定され、そのうち 452ha が農 用地区域となっています。
- ・テニスコートや様々な遊具が設置されている広域的なレクリエーション機能を持つ小 松中央公園を有しています。

(4) 地域資源

- ・本地域は、国道 11 号、196 号が交わり、東西に松山自動車道、南北に今治小松自動車 道が走り、さらには国道 11 号バイパスが一部供用されているなど、今治圏、松山圏、 新居浜圏とを結ぶ交通の要衝に位置しています。
- ・ JR伊予小松駅(及び国道 11 号を挟んだ南側)周辺に、小松総合支所、図書館など多数の中核的施設が集積しています。
- ・地域南西部にある小松中央公園は、松山自動車道(石鎚山SA)と一体的に活用できるハイウェイオアシスで、スポーツ・レクリエーションの場、また憩いの場として、地元住民はもとより、近隣市町の住民との交流の場として広く利用されています。
- ・地域内には遍路道となっていた讃岐街道が通り、その道沿いには道標などが点在し、 歴史的名残が感じられます。また、地域内には近藤篤山旧邸、養正館跡など藩政文化 ゆかりの史跡があり、その他にも、四国八十八ヶ所札所である第60番札所の横峰寺と 第61番札所の香園寺、第62番札所の宝寿寺があります。
- ・すぐれた地域固有の自然環境資源としては、西日本最高峰の石鎚山などがあります。

7-2. 小松地域のまちづくりの課題

- ・ J R 伊予小松駅周辺の古くからの商業地は、販売額の減少や空き店舗の増加、来街者 の減少など近年空洞化が著しく商業地域の活性化が求められます。また、地域内には 大型店の立地が少なく、地域全体の集客力も低下しています。
- ・駅周辺の市街地では、骨格となる都市基盤が不十分で、幅員の狭い道路も多く、交通 に不便な地域構造となっています。
- ・地域の道路網は、国道 11 号、196 号、松山自動車道(いよ小松インターチェンジ)、 今治小松自動車道(いよ小松北インターチェンジ)などで構成されていますが、これ らを結ぶ道路の整備や生活道路等の整備・改良を引き続き行っていく必要があります。
- ・都市計画道路は、5路線が計画決定されていますが、整備率は低いため、未整備路線・ 区間の整備を推進する必要があります。
- ・優良な農地が広がる地域では、農地の集約化や担い手の育成を図り、生産環境・経営 基盤の強化が求められます。また、地域の農業の振興と理解を深めるため、地産地消 を推進していく必要があります。
- ・西瀬戸自動車道と松山自動車道を連絡する今治小松自動車道の開通、国道 11 号バイパスなどの広域幹線道路網の整備により、交通結節点である本地域内で開発が進むことも想定されるため、適切な土地利用の誘導を図る必要があります。
- ・ハイウェイオアシスは、レクリエーションと憩い、交流の拠点であることから、機能 の充実を図り、機能を高めていく必要があります。
- ・農業生産条件が不利な中山間地域では、著しい高齢化や後継者不足等により、耕作放棄地が増加するなど農村環境が変化しており、国土の保全、水源のかん養等の観点から良好な農村景観の保全が求められます。

7-3. 小松地域のまちづくり方針

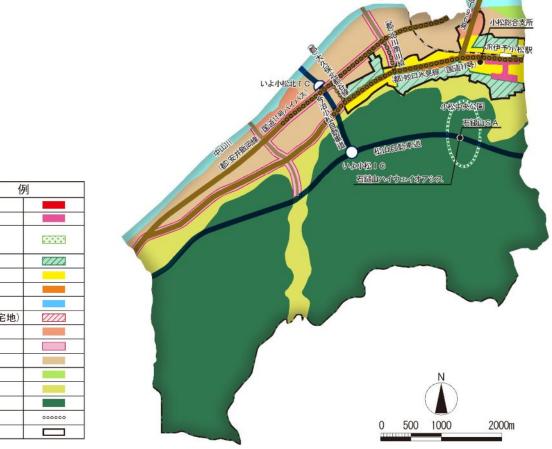
(1) 地域づくりのテーマ

本地域の特性を踏まえて、地域づくりのテーマを、「活力ある産業振興を目指したまちづくり」「地域資源の活用による地域活性化」「自然と共生する優良な田園居住地づくり」「歴史と文化の薫るまちづくり」「災害に強いまちづくり」と設定します。

(2) 土地利用

- ・ JR伊予小松駅周辺は、地域の生活拠点として地域商業の活性化と居住環境の改善を 図ります。
- ・国道 11 号沿道やインターチェンジ周辺は、新たな商業・工業・流通拠点の形成や沿道 商業施設の適正な立地誘導を図り、工業地や商業地へつながる陸の玄関口として交通 結節機能の充実を図ります。
- ・大規模な集落地が広がっている地域では、良質な田園居住区づくりに向けた取り組み を進めます。

●土地利用方針図





(3) 都市施設

① 道路

- ・国道 11 号の交通渋滞の解消を図るとともに、都市間ネットワークの確立を図るため、 未整備の都市計画道路の整備を進めます。
- ・広域交通の役割を果たす国道 11 号小松バイパス (都市計画道路安井飯岡線) の未整備 区間の整備を促進します。
- ・長期にわたり事業が行われていない都市計画道路等については、現在の社会経済情勢 の変化を踏まえた上で、見直しの検討を行うとともに、必要な路線については、整備 を推進していきます。
- ・生活道路は、地域住民の利便性や安全性に配慮した計画的な整備・改修、適正な維持 管理に努めます。

② 公園・緑地等

- ・小松中央公園は、スポーツ・レクリエーション拠点として位置づけ、石鎚山ハイウェイオアシスと隣接する立地条件や温泉施設、子供広場、市民の森、スポーツ施設など様々な機能を活かした交流の場としての施設の充実を図ります。
- ・石鎚山ハイウェイオアシス(小松中央公園)は、一般道からの乗り入れができることはもとより、松山自動車道の石鎚山サービスエリアからも直接乗り入れができる総合公園であり、従来からの公園機能に加えて、西条市の地場産品の紹介や観光案内、その他情報発信の場としてのハイウェイオアシス機能を有していることから、今後も地域間の交流拠点としての観光・交流機能の拡充を図るとともに、旧地区公園部分については、トイレや園路等のバリアフリー化を行います。
- ・市街地内の身近な公園は、公園機能の充実とともに、地域住民との協力のもとで軽微 な管理作業や花壇づくりを行うなど、愛着のある公園への再生を図ります。

③ 下水道

・従前より合併処理浄化槽の普及が進んでいることから、公共下水道による整備については将来検討とし、当面は合併処理浄化槽の普及を推進して、生活環境の改善を図っていきます。

④ その他都市施設

- ・上水道施設については市内の他地区に比べて普及率が高く、整備が進んでいますが、 水源の確保、老朽化した施設の更新や今後起こるであろうとされている大規模地震に 対する施設の耐震化を進めていきます。
- ・西条市公営住宅ストック総合活用計画に基づき、老朽化が進んでいる宝来ブロック団 地等の建て替えを推進するなど、計画的なまちづくりを検討します。
- ・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・優良な住宅地の形成を誘導していくため、緑豊かな居住環境の整備を目指し、壁面後 退や生垣の設置等、各種ルールを定めることを支援、促進します。
- ・優良な農地は食料の安定供給のほかにも、自然環境や生態系の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有しており、生産基盤や営農環境の改善等により優良農地の維持・保全に努めます。
- ・市街地に近接して流れる中山川は、自然との共生を図る都市内環境軸として、水質保全の推進と併せて、人が自然とふれあえる場として改善を進めます。
- ・近藤篤山旧邸をはじめ、地域内の社寺、鎮守の森、史跡等の地域資源の保全、利活用に努め、地域環境の保全及び伝統文化の継承に努めます。特に、市外からも多くの人が訪れる四国八十八ヶ所札所の横峰寺、香園寺、宝寿寺及び周辺の地域も含めて自然環境や景観の保全に努めます。
- ・森林は水源のかん養、自然環境の保全など公益的機能を持つ貴重な資源であり、林業経営基盤の充実や造林・育林など事業活動支援により、森林の適正な管理、保全、育成に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・多くの人が行き交う遍路道等は、安全で安心な道(歩行者空間)づくりを推進します。
- ・道路幅員が狭いなど防災上の懸念がある駅周辺等の住宅密集地は、生活道路の拡幅や 避難路の確保など安全性の確保を図ります。
- ・小松中央公園を防災拠点として位置付け、災害時の広域避難場所としての機能強化を 図ります。
- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自 主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・下水道の整備や河川改修等による浸水被害の軽減や建築物の耐震化・不燃化の促進等 により災害に強いまちづくりを進めます。
- ・地震や水害などの災害から市民の生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。
- ・本地域では、間伐を促進することによって山の健全化を図り、また土砂崩れの発生箇所となりうる斜面上部において、土砂の流出を抑制する小型の木製ダムを設置することにより、土石流被害の軽減を図ります。

8. 都市計画区域外

(1) 地域づくりのテーマ

『魅力ある山の文化の再生と災害に強いまちづくり』

(2) 土地利用

- ・人口の減少及び高齢化が進んだ地区であるため、安全な暮らしが確保できる生活環境 の整備を推進するとともに、林業希望者や棚田ボランティア等の受け入れ施策を進め、 地域の活性化を図ります。
- ・ 急傾斜地にある棚田は、国土の保全上重要な緑地であり、美しい農業景観を形成していることから、作業環境の改善等を図り、農地の保全に努めます。
- ・石鎚登山ロープウェイの山麓、山頂の観光施設の再整備等を検討します。

(3) 都市施設

① 道路

- ・地域連携軸となる一般県道石鎚伊予小松停車場線と主要地方道西条久万線等の未整備 区間の整備を促進し、地域内及び市街地との交通の円滑化を図ります。
- ・加茂川流域(大保木地区)、谷川流域(加茂地区)、市之川流域(市之川地区)、大明神川流域(河之内地区)、鞍瀬川流域(鞍瀬地区)等と市街地を結びつける地区連携軸として、農道、林道等の道路整備により、集落間の相互の連携及び防災機能の強化を図ります。
- ・地域拠点と地区拠点、地区拠点相互の連携、各集落と地域・地区拠点の連携を図るため、歩行者系ネットワークの軸を位置づけます。

② 公園・緑地等

- ・円山森林公園は、植物園やイベント広場等の整備による観光拠点としての魅力向上と ともに、自然を生かした体験・学習の場として活用を図ります。また、民間施設を含 む既存の観光・レクリエーション拠点との連携強化に努めます。
- ・地域の南部の石鎚山系は石鎚国定公園に指定されており、水と緑豊かな自然環境の保 全に努めます。

③ その他都市施設

・まちづくりの根幹を担う、市民主体のコミュニティ活動を促進するため、その拠点と なる公民館等の充実を図ります。

(4) 都市環境・景観形成の方針

- ・市街地の背景となっている石鎚山系の緑の保全を図るとともに、観光資源としての活 用を図ります。
- ・石鎚神社成就社等は周辺の地域も含めて自然環境や景観の保全に努めます。

(5) 安全・安心のまちづくりの方針

- ・自治会を単位とする市民自らが主体となった地域づくり活動を支援するとともに、自 主防災組織の拡充や、地域のさらなる融和と一体感の醸成を推進していきます。
- ・ 急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険渓流において、地震や水害などの災害から市民の 生命・財産を守るため、災害防止対策の実施に努めます。
- ・本地域では、間伐を促進することによって山の健全化を図り、また土砂崩れの発生箇所となりうる斜面上部において、土砂の流出を抑制する小型の木製ダムを設置することにより、土石流被害の軽減を図ります。